総務財政委員会資料令和2年11月27日会計管理室会計課区民生活部課税課、納税課保健福祉部国保年金課、介護保険課

電子収納サービスの拡充について

区では、税や保険料の納付方法の利便性を高めるとともに、期限内納付や収納率の向上を図るため、住民情報系システムの再構築に合わせ、電子収納サービスの拡充策の検討に取り組んできました。

このたび、以下のとおり、ペイジー収納など電子収納サービスを拡充しますのでご報告いた します。

1 開始するサービスと対象の税・保険料

| 種別 | 対 象 |
|-----------------------|--|
| ペイジー収納 | 特別区民税・都民税(普通徴収・特別徴収)、軽自動車税 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料 |
| モバイルレジ (インターネットバンキング) | 特別区民税・都民税(特別徴収) 後期高齢者医療保険料、介護保険料 ※ 特別区民税・都民税(普通徴収)及び軽自動車税は平成22年5月 から、国民健康保険料は翌6月から既に実施。 |

2 実施日

令和3年1月4日から

3 電子収納サービスの概要

(1) ペイジー収納

マルチペイメントネットワークを利用した収納サービスで、パソコン、スマートフォン及び携帯電話から、インターネットバンキング又はモバイルバンキングを利用して納付することができます。また、金融機関のATM機から、現金又はキャッシュカードにより納付することができます。

※「マルチペイメントネットワーク」とは、収納機関と金融機関とを共同のネットワークで結び、決済に係るデータを伝送するためのインフラ。

(2) モバイルレジ (インターネットバンキング)

スマートフォンから、インターネットバンキングにより納付することができるサービスで、納付書1枚あたり30万円以下の場合に利用することができます。

4 区民への周知

- (1) 広報すぎなみ(令和3年1月1日号)掲載
- (2) 区公式HP掲載
- (3) 各納入通知に周知用チラシを同封 など